

宿泊税の導入の経緯について

①宿泊税とは

宿泊税は地方税の一種で、自治体が使途を決めることができる法定外目的税（地方税法731条）です。

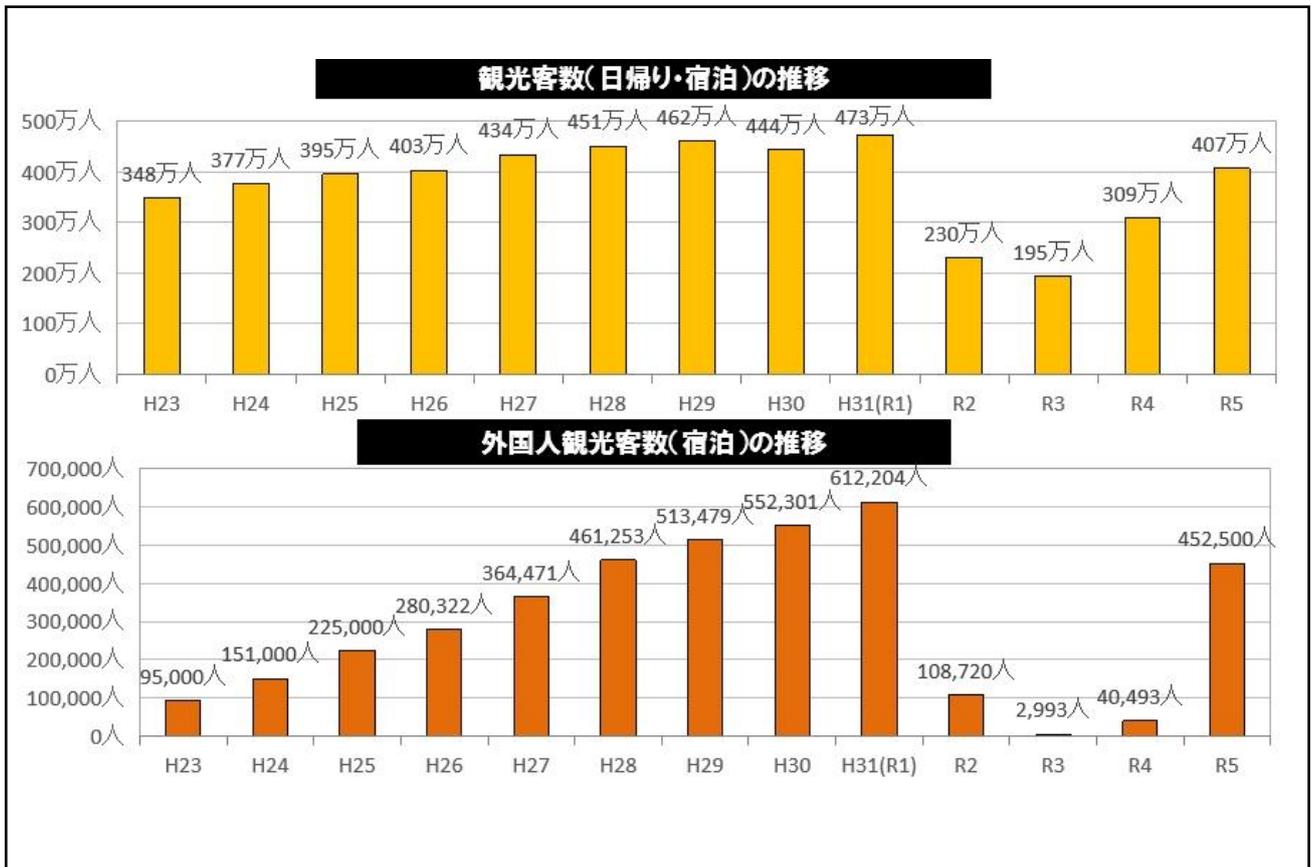
一般的に、宿泊税を導入している自治体では、観光のための財源として地域の魅力を向上させることを使途に掲げるとともに、地域の観光振興や市民生活と観光との調和等に充てる財源として、令和7年1月末現在で3都府県6市2町で導入されています。

②高山市の観光を取り巻く現状

観光は、地域の宿泊業や飲食業、運輸業等幅広い産業に関連する非常に裾野の広い産業であり、他の産業への需要創出や雇用創出等の経済波及効果が非常に大きい産業です。

高山市は昭和30年以降、官民連携により観光誘客に取り組み、平成31年には年間470万人を超える観光客が訪れる国際観光都市として成長しました。

図1. 観光客の推移



③観光を活用した持続可能な地域づくり方針の策定～リンク～

市では、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていくため、「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を策定しました。

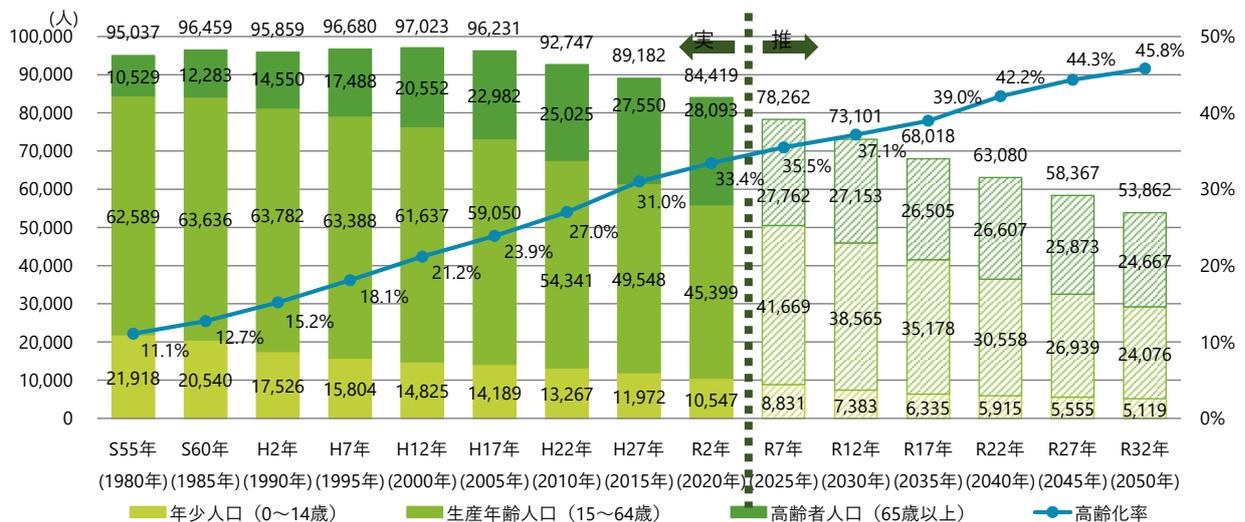
当該方針では、「持続可能な地域づくりの実現～観光を柱にした地域経済から、持続可能な地域づくりのために観光を活かすまち飛騨高山～」を目的に掲げ、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。

④宿泊税導入の必要性

市の人口は2050（令和32）年に53,862人と推計され、2020年と比較し30,557人、36.2%減少する見込みとなっています。また、生産年齢人口も21,323人、47.0%減少する見込みであり、今後も人口減少に伴う税収等の減少が見込まれる中で、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う更新や維持管理費の確保などが必要であると考えられます。

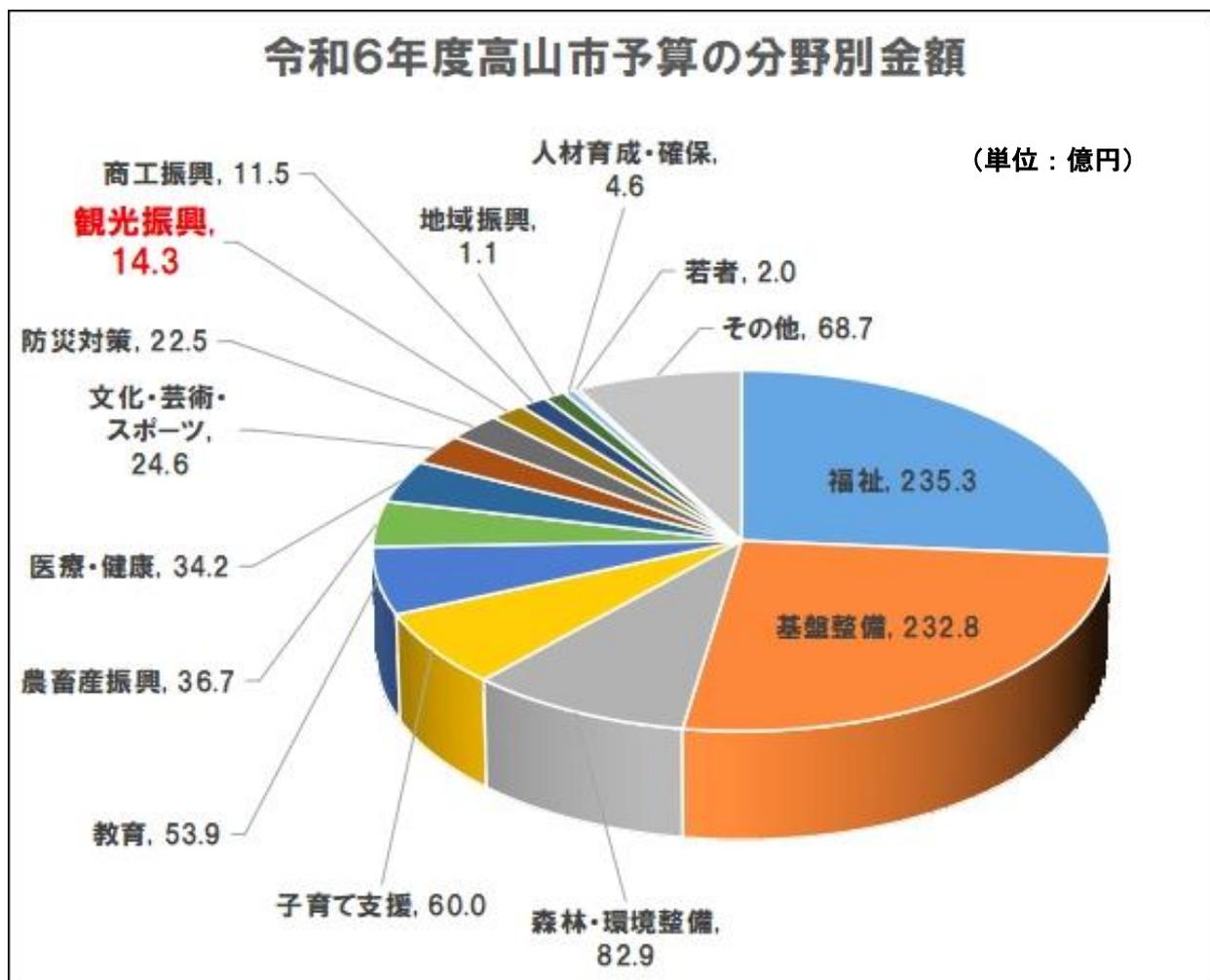
地域の活力低下や人材確保に加え市内消費の減少への影響が懸念される中で、国内外から訪れる観光客による大きな消費が得られる観光産業は、将来的にさらに重要な役割を担うものと考えられます。

図2. 高山市の人口の推移



高山市の令和6年度予算総額は約940億円で、そのうち、観光振興の予算は約14.3億円、予算総額の約1.5%に相当します。

図3. 観光振興予算の状況



高山市観光統計における、高山市の令和5年の宿泊客1人あたりの消費単価は39,511円、日帰り客の1人あたりの消費単価は13,171円であり、それぞれの消費単価に宿泊客数もしくは日帰り客数を乗じて得た消費額の合計は1,041億5,243万円、さらに、間接的に波及する経済波及効果も含む総額は2,208億3,315万円と推計され、市内消費に大きく貢献しています。

⑤ 宿泊税導入に係る検討経緯

時期	内容
令和元年12月～	高山市産業経済懇談会において宿泊税に対する取組みについて懇談
令和4年	法定外税の導入にかかる課題や現状に関する各種調査の実施

令和5年12月12日～ 令和6年3月15日	民間主体で構成された「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム会議」への参画（計3回）
令和6年3月25日	市内13団体より「宿泊税の早期導入にかかる要望書」を受理
令和6年4月	「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」の策定
令和6年4月23日	観光振興に係る新たな財源の導入についての議会産業建設委員会協議
令和6年7月22日	宿泊税の導入についての議会産業建設委員会協議
令和6年9月18日	宿泊税の導入に係る検討状況についての議会産業建設委員会協議
令和6年9月30日～ 10月8日	宿泊税に関する宿泊事業者説明会の開催（計3回）
令和6年10月18日～ 11月18日	「宿泊税の導入について」パブリックコメントの実施
令和6年12月3日	飛騨山小屋友交会より「高山市宿泊税についての陳情」を受理
令和6年12月17日	高山市宿泊税条例についての議会産業建設委員会総務環境委員会連合審査会協議
令和6年12月20日	高山市宿泊税条例可決
令和6年12月27日	総務省への「法定外目的税（宿泊税）新設協議書」の提出
令和7年2月13日～ 2月21日	宿泊税事業者事務説明会の開催（計6回）